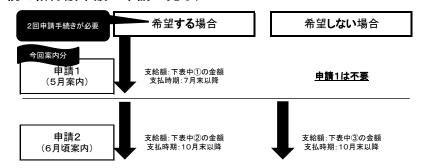
大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。

一部早期給付 4~6月分

(R3年度概要版)

新入生の保護者の皆様へ 京都府奨学のための給付金のご案内

- ◇ 授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。
- ◇ 返済する必要のない給付金です。
- ◇ 下記対象者のうち、一部早期給付を希望する場合は申請してください。
- ◇ 一部早期給付は下表の①(給付年額1/4)について、先に申請するもので、 ②(給付年額3/4)についても別途申請が必要です(①と②で異なる添付書類が必要)。
- ◇ 6月頃に「京都府奨学のための給付金(一部早期給付以外)」を案内しますので、 一部早期給付を希望しないで、6月頃以降に申請することも可能です。 (1回の手続で給付額年額の申請が完了)



◇ 一部早期給付の対象者 基準日(令和3年4月1日)現在

生活保護(生業扶助)受給世帯 又は 住民税所得割非課税世帯 の保護者等 また、生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。

◇ 一部早期給付を希望する場合の申請について

国公立高校の生徒の保護者が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ、申請書と 添付書類を6月末までに提出していただきます。

添付書類は、生活保護(生業扶助)受給証明書又は、住民税の課税(非課税)証明書 他 詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。 (※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。別々に手続が必要となります。)

◇ 給付額(年額)について

今回申請可 6月頃~申請可 6月頃~申請可

世帯状況	①一部早期給 付	②一部早期給 付	③一部早期 給付以外
(※全:全日制、定:定時制、通:通信制)	(申請1回目) (年額の1/4)※	(申請2回目) (年額の3/4)	(年額)
生活保護(生業扶助)(全・定・通)	8,075円		32,300円
住民税所得割非課税(全・定)(第1子)	27,525円	82,575円	110,100円
住民税所得割非課税(全・定)(第2子以降)	25.425	106,275円	141,700円
15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	35,425		
住民税所得割非課税(通)	12,125円	36,375円	48,500円

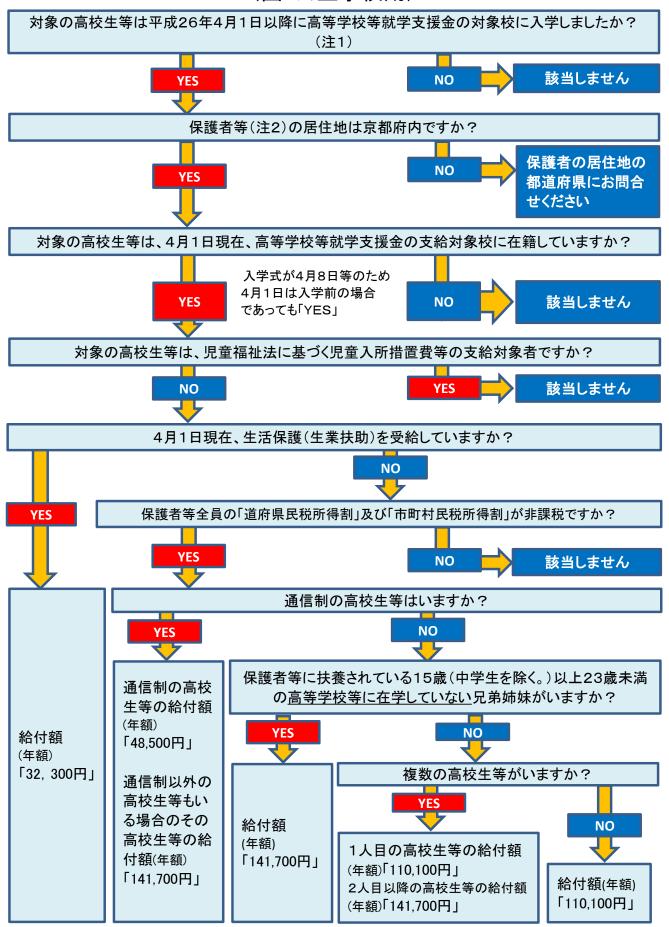
※①を申請した場合は必ず②も申請が必要。 ただし、令和3年度住民税所得割額が課税の場合、②は対象外

◇ 問い合わせ先

京都府立洛西高等学校 (電話075-332-0555)

又は、京都府教育庁高校教育課修学支援係(電話075-574-7539)

京都府奨学のための給付金 対象確認シート (国・公立学校用)



- (注1) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。
- (注2) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)となります。



高校生等奨学給付金

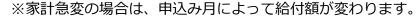
~奨学のための給付金~

高校等の教育費を支援します!

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する 返還不要の給付金です。
- 生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯が対象です。
 - ※ 家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になります。
- 学校またはお住まいの都道府県への申し込みが必要です。
 - ※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- 新入生は、4~6月に一部早期支給の申請ができます。
 - ※ 都道府県によって実施状況が異なります。

令和3年度の給付額

世帯状況	給付額(年額)		
世帝 (八)	国公立	私立	
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円	
非課税世帯【全日制等】(第1子)	110,100円	129,600円	
非課税世帯【全日制等】(第2子以降) ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141,700円	150,000円	
非課税世帯【通信制・専攻科】	48,500円	50,100円	





詳しくは、学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



高校生等奨学給付金(世帯構成パターン図)

